

環 備 ー 5 8 7
令和 5 年 9 月 1 4 日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
会長 山岡 緑三郎 様

秋 田 県 生 活 環 境 部 長
(公 印 省 略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を
改正する省令の施行について（通知）

廃棄物の適正処理の推進につきましては、日頃から御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和 5 年 7 月 27 日付け環循適発第 2307271 号及び環循規発第 2307273 号で環境省環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年環境省令第 12 号。）の施行日以降も引き続き、同時に二以上の申請書等を提出する場合に、共通する添付書類について、一の申請書等に当該書類を添付し、他の申請書等にはその旨を記載することで当該書類の添付を省略することができますので、貴会会員あて周知をお願いします。

なお、住民票の写しや地方税を滞納していないことを確認できる書類については、省略した場合、本籍地情報が申請書等に記載されている情報と相違無いかを行政機関で確認できないこと、申請書等の内容確認に時間を要すると考えられることから、当分の間添付を求めることとします。

《担当》

秋田県生活環境部環境整備課

調整・循環型社会推進チーム 横山

廃棄物対策チーム 古井

T E L 018-860-1622, 1624

F A X 018-860-3835

なお、令和4年地方分権改革に関する提案募集の結果を受け、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号。以下「第13次一括法」という。）第4条において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）における許可申請等のうち住民票の写しの添付を求める規則に関する事務を住基法別表に追加することとしたため、法令上は、第13次一括法を受けて改正される住基法が施行される令和5年9月16日から住基ネットを利用可能となる。住基ネットの利用に当たっては以下（参考）の地方公共団体情報システム機構のホームページを参照されたい。

- ② 産業廃棄物処理業者が許可の更新と同時に優良認定を申請する場合において、申請先の都道府県等が確認する内容に係る情報連携システムを構築していること等により、添付を必要とせず住民税（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。）、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税（以下「地方税」という。）を滞納していないことを確認できるときは、地方税を滞納していないことを確認できる書類（規則第9条の3第8号等関係）の添付を省略することができる。

（参考）

地方公共団体情報システム機構

<https://www.j-lis.go.jp/about/service.html>

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
施行規則の一部を改正する省令
(環境一一)

〔告 示〕

- 日本国に帰化を許可する件
(法務一九九)
- アメリカ合衆国産ネクタリンの生果
実に係る農林水産大臣が定める基準
を定める件の全部を改正する件
(農林水産八八三)
- 保安林の指定をする件
(同八八四、八九五)
- 駐車場法施行規則の規定により登録
認証機関の登録事項の変更の届出が
あった件 (国土交通八四〇)
- 航路標識に関する件
(海上保安庁三〇、三二)
- 道路に関する件
(九州地方整備局一一三、一一四)

〔人事異動〕

内閣 法務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

法 務

公証人任免 (法務省)

労働 労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法
第五条の規定に基づく関係事業主を代
表する者の候補者の推薦について
(厚生労働省)

〔公 告〕

官 庁
諸事項

金融商品取引業者営業保証金取戻
し、建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、
再生関係
会社その他

省

令

○環境省令第十二号
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令
和五年法律第五十八号）の施行に伴い、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律
第三十七号）を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省
令第三十五号）の一部を改正する省令を次のように定める。
令和五年七月二十七日
環境大臣臨時代理
国務大臣 加藤 勝信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のよ
うに改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる
規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重
傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲
げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていない
ものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないも
のは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>（提出書類の特例） 第二十一条 この省令の規定により同時に二 以上の申請書その他の書類を提出する場合 において、各申請書その他の書類に添付す べき書類の内容が同一であるときは、一の 申請書その他の書類にこれを添付し、他の 申請書その他の書類にはその旨を記載し て、一の申請書その他の書類に添付した書 類の添付を省略することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、環境大臣又 は都道府県知事は、本人確認情報（住民基 本台帳法第三十条の六第一項に規定する本 人確認情報をいう。）を利用し、又は当該情 報の提供を受ける方法その他の方法により この省令の規定によつて添付すべき書類の 内容を確認することができるためその添付 の必要がないと認めるときは、その必要が ないと認める書類の添付を省略させること ができる。</p>	<p>（新規）</p>

附 則

この省令は、令和五年九月十六日から施行する。